

千葉市・大学連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 千葉市は、大学及び短期大学（以下「大学」という。）と本市の課題等について広く意見・情報交換を行うことにより、本市及び大学の発展に資するため、千葉市・大学連絡会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について意見・情報交換を行う。

- (1) 本市への提言及び示唆について
- (2) 本市と大学との協調及び連携について
- (3) 大学と地域の連携について
- (4) その他本市及び大学が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、市長及び別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 会議に議長を置き、市長をもって充てる。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(幹事会)

第4条 第2条に掲げる事項について実務的な検討を行い、会議を円滑に運営するため、会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、千葉市総合政策局総合政策部長及び別表に掲げる者がそれぞれ指名する者をもって組織する。
- 3 幹事会に座長を置き、千葉市総合政策局総合政策部長をもって充てる。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、幹事会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 会議及び幹事会の庶務は、千葉市総合政策局総合政策部政策調整課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議及び幹事会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月21日から施行する。

別表

植草学園大学学長

神田外語大学学長

敬愛大学学長

淑徳大学学長

千葉大学学長

千葉経済大学学長

千葉県立保健医療大学学長

東京情報大学学長

放送大学学長

植草学園短期大学学長

千葉経済大学短期大学部学長

千葉明德短期大学学長

帝京平成大学学長

千葉工業大学学長

東都大学学長

千葉敬愛短期大学学長